

# 特別表彰(中富賞)規定

## 第1条 (目的)

本規定は、佐賀県PTA連合会名誉会長中富文子氏より寄贈された基金により表彰するものである。

2 本県PTAの振興発展に貢献し、その功績顕著なる個人を表彰し、以て教育の向上に寄与することを目的とするものである。

## 第2条 (被表彰者)

被表彰者は、個人2～3名とする。

2 個人は、過去PTAの会員であったか、または、現在会員である者とする。

## 第3条 (表彰基準)

被表彰者の活動が、次の事項のうち顕著なるものとする。

- (1) 組織運営
- (2) 成人教育活動
- (3) 校外生活指導活動
- (4) 各種委員会活動
- (5) その他表彰に値する活動

## 第4条 (表彰の方法)

表彰は、表彰状を贈呈して行う。

2 表彰には、記念品を贈ることを原則とする。

## 第5条 (表彰の時期)

表彰は年次総会において行うことを原則とする。

ただし、事情によって臨時に行うことができる。

## 第6条 (表彰の手続き)

表彰の手続きは、各市郡連合会より内申書を提出し、その内申書に基づき選考委員会で選考の上決定する。

## 第7条 (選考委員会)

選考委員会は、理事会をもってあてる。

## 第8条 (内申書提出期限)

毎年次総会の相当期日前とする。但し、第5条の場合は、この限りでない。

### 附 則

- 1 (表彰の基金) (1) 中富文子氏寄贈の5,000,000円預金し、記念品代は、その利息をもって充てる。  
(2) 低金利政策のため、当分の間 不足分は基金の一部を取り崩し充てる。
- 2 (実施期日) 本規定は、平成元年4月1日から実施する。
- 3 (改正) ① 本規定は、平成7年4月1日から改正施行する。  
② 本規定は、平成9年4月1日から改正施行する。

### 〔了解事項〕

表彰は、中富文子県P名誉会長出席の上授与されるものとする。

本人が出席できない時は、その代理人を充てる。